

令和8年8月20日

徳島県地域公共交通事業継続応援支援金 支給要領

本支援金は「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。

受付期間

令和8年8月20日（木）から令和8年11月19日（木）（必着）まで

受付方法

原則「電子メール」または「郵送」

※郵送の場合は切手を貼付の上、裏面に差出人の住所および氏名を必ず記入してください。
また、簡易書留など、郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。
送料は申請者側でご負担をお願いします。

受付・問合せ先

申請者	受付・問合せ先	受付方法
徳島県タクシー協会の会員の方	徳島県タクシー協会 電話： 088-641-4116	○電子メールの場合 tokutaxi@cocoa.ocn.ne.jp
		○郵送の場合 〒771-1156 徳島市応神町応神産業団地1番地6 徳島県自動車会館 2階 徳島県タクシー協会 宛
徳島県個人タクシー協同組合の会員の方	徳島県個人タクシー協同組合 電話： 088-663-5955	○電子メールの場合 tokushima-kojin@wish.ocn.ne.jp
		○郵送の場合 〒770-8001 徳島市津田海岸町1番98号 徳島県個人タクシー協同組合 宛
上記以外のタクシー事業者（法人・個人）の方	徳島県 生活環境部 交通政策課 電話： 088-621-2686	○電子メールの場合 koutsuuseisakuka@pref.tokushima.lg.jp
		○郵送の場合 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 徳島県 生活環境部 交通政策課 宛

1 趣旨

本支援金は、長引く原油価格及び物価の高騰により厳しい経営状況にある公共交通事業者の経営安定化を図るため、事業継続に向けた取組を推進する公共交通事業者に対し、支援金を支給するものです。

2 支援金の支給対象者

支援金の支給対象となる事業者（以下「支給対象事業者」という。）は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者です。

- （１）タクシー事業者（福祉タクシー、介護タクシー等は除く）
- （２）県内に本社、支店又は営業所等を有する者
- （３）事業継続に向けて経費削減や収益向上、人材確保などの取組を推進する者

なお、上記対象となる者であっても、次に該当する場合は対象外となります。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団若しくは暴力団員、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する場合
- ・営業に関して必要な許認可等を取得していない場合

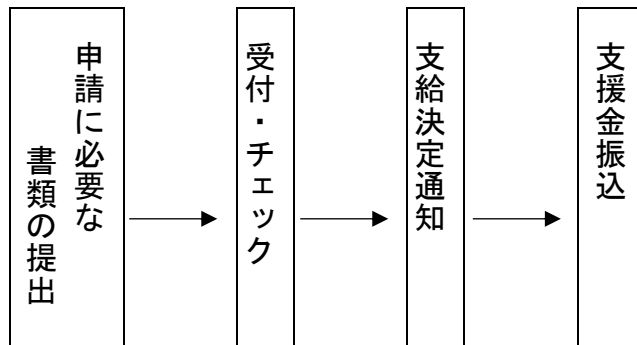
3 受付期間

支給申請を受け付ける期間は、令和 8 年 8 月 2 0 日から令和 8 年 1 1 月 1 9 日までとする。

4 支援金の支給額等

支給対象事業者	支援金の支給額
タクシー事業者	タクシー車両 1 台あたり 20,000 円 【要件等】 ・徳島県内での営業に使用するために申請日時点で保有している車両であること。 ・自動車検査証記録事項等に記載されている「有効期間の満了する日」が申請日時点で有効である車両であること。 ・福祉タクシー、介護タクシー等は対象外とする。

5 支援金の申請から支給までの流れ



6 申請に必要な書類

- ① 支給申請書兼請求書（様式第1号）
- ② 計画書兼誓約書（別紙1）
- ③ その他知事が必要と認める書類

支給対象事業者	その他知事が必要と認める書類
タクシー事業者	（1）申請車両一覧表兼集計表（別紙2） ※個人事業者の場合は不要 （2）申請車両すべての自動車検査証記録事項等の写し ※「有効期間の満了する日」が申請日時点で有効である車両であることが確認できるものをご提出ください。 ※「自動車検査証記録事項」は、「車検証閲覧アプリ」からPDFデータをダウンロードすることで入手することができます。また、運輸支局等の窓口付近に設置した端末からも印刷できます。 （3）通帳等の写し ※本支援金の振込先口座及び名義人がわかるものをご提出ください。 ※原則として、申請者が法人の場合は法人名義の振込先口座の通帳等の写し、個人事業者の場合は申請者本人名義の振込先口座の通帳等の写し （4）その他申請内容の確認において必要な書類

7 支援金の支給決定

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは支援金の支給決定を行い、その結果を申請者に対し書面により通知します。

8 支援金の支払い

支給決定の通知の後、原則として30日以内に申請いただいた口座に支援金を振り込みます。

9 支給決定の取消し

支援金の支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

支援金の支給決定を取り消した場合において、支援金の返還を命じたときは、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき支援金の額に年10.95%の割合で計算した額（加算金）を支払うことになります。

また、支援金の返還を命じられたにもかかわらず、返還すべき支援金及び加算金の全部または一部が納付されなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額に対して、年10.95%の割合で計算した額（延滞金）を支払うことになります。

10 その他

要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支援金の交付を受けた事業者名等の情報を公開します。

事業者名（申請者）	
代表者 職・氏名	

1 実施計画

事業継続に向けて下記の項目について取り組みます。

※下記の各大項目の中においてそれぞれ1項目以上を選択し、選択項目にチェック☑を記載してください。

大 項 目	取組項目	取組内容
経費削減	☐	・燃料費、電気代、施設維持管理費などの節約 (例) 車両のアイドリングストップやエコドライブの徹底、エアコンフィルターの定期的な清掃、営業所のこまめな消灯、照明のLED化など
	☐	・車両整備、運用コストの削減 (例) 計画的な予防整備による大規模修繕の回避や、エコタイヤの導入など
	☐	・管理部門（事務所）業務のデジタル化推進 (例) 勤怠・配車管理システム、アルコールチェックのクラウド管理などによる事務工数の削減など
	☐	・その他 ()
収益向上	☐	・配車アプリの導入、決済手段の多様化 (例) 配車アプリ、交通系ICカード、クレジットカードのタッチ決済、二次元バーコード決済の導入など
	☐	・運賃改定
	☐	・運賃外収入の拡大 (例) 車体ラッピング広告や遊休資産の活用など
	☐	・魅力向上や利用促進 (例) 車内美化の徹底、安全運転によるイメージアップ、マナーアップ研修実施など
	☐	・その他 ()
人材確保 ※個人タクシーは チェック☑ 不要	☐	・従業員の待遇や労働条件の改善 (例) 賃上げ、手当の拡充、二種免許の取得支援、長時間労働の抑制、柔軟な勤務時間設定など
	☐	・休憩室や執務室などの職場環境改善 (例) 清掃強化、空調設備の改善、福利厚生施設設備の設置など
	☐	・新規採用の実施や多様な人材の採用強化
	☐	・その他 ()

2 誓約事項

徳島県地域公共交通事業継続応援支援金の申請を行うにあたり、次の内容について、すべて誓約します。

この誓約事項の内容と事実が反することが判明した場合には、当該事実に関して徳島県が行う一切の措置に対して異議の申し立てを行いません。 ※以下の項目はすべて必須でチェック☑を記載してください。

☐	支給対象事業者としての申請要件を満たすほか、その他の申請要件を全て満たしています。
☐	申請内容に虚偽が判明した場合は、支援金の返還及び加算金の支払いに応じます。
☐	徳島県から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合には、これに応じます。
☐	自己又は自社もしくは自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。また、次に掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。 (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業 (2) 総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 (3) 暴力団員でなくなつてから5年を経過していない者 (4) その他前各号に準ずる者
☐	自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行いません。 (1) 暴力的な要求行為 (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為 (3) 取引に関し、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 (4) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
☐	この誓約事項の内容について、徳島県が徳島県警察本部に照会することを承諾します。
☐	申請内容について、徳島県が国土交通省四国運輸局に照会することを承諾します。
☐	要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支援金の交付を受けた事業者名等の情報を公表されることに同意します。

(別紙2)

申請車両一覧表兼集計表

事業者名			枚目
------	--	--	----

■ 交付申請額

車両 (タクシー) 台 × 20,000円/台 = 円

支給申請額 金 円

整理番号	自動車登録番号 又は車両番号	自動車検査証記録事項等の 有効期間の満了する日	備考欄
例	徳島000 あ 1111	令和9年3月31日	
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			

※支援対象：自動車検査証記録事項等に記載されている「有効期間の満了する日」が申請時点で有効である車両
※提出する自動車検査証記録事項等の写しの上部余白に、対応する「整理番号」を記入してください。

(別紙 2)

(2枚目以降様式)

申請車両一覧表兼集計表

事業者名		枚目
------	--	----

整理 番号	自動車登録番号 又は車両番号	自動車検査証記録事項等の 有効期間の満了する日	備考欄
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			
51			
52			
53			
54			
55			
56			
57			
58			
59			
60			
61			
62			
63			
64			
65			

※行が不足する場合は、この様式を複写し使用すること。（整理番号は適宜修正してください。）